

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第64号）（環境政策局地球温暖化対策室）

電気事業法及びガス事業法の一部改正に伴い、情報の提供等の責務を有する事業者の範囲を改める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

- 1 「電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及び同項第8号に規定する特定規模電気事業者」を「電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者」に改めます。
- 2 「ガス事業法第2条第2項に規定する一般ガス事業者」を「ガス事業法第2条第12項に規定するガス事業者」に改めます。

この条例中電気事業法に係る改正規定は平成28年4月1日から、ガス事業法に係る改正規定は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）第5条の規定の施行の日から施行することとしました。

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第64号

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

京都市地球温暖化対策条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第17号」に、「一般電気事業者」を「電気事業者」に改め、「同項第8号に規定する特定規模電気事業者並びに」を削り、「第2条第2項」を「第2条第12項」に、「一般ガス事業者」を「ガス事業者」に改める。

附 則

この条例中第5条第2項各号列記以外の部分の改正規定（「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第17号」に、「一般電気事業者」を「電気事業者」に改め、「同項第8号に規定する特定規模電気事業者並びに」を削る部分に限る。）は平成28年4月1日から、その他の改正規定は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）第5条の規定の施行の日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)